

## 地方独立行政法人長崎市立病院機構職員給与規程

平成24年4月1日

規程第33号

### (趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人長崎市立病院機構職員就業規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第11号。以下「就業規程」という。）第27条の規定に基づき、地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「法人」という。）の職員（以下「職員」という。）の給与について、必要な事項を定めるものとする。

### (給与の種類)

第2条 この規程で「給与」とは、給料、給料の調整額、役職手当、初任給調整手当、給与改善調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当、評価手当をいう。

### (給料)

第3条 給料は、地方独立行政法人長崎市立病院機構職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第16号。以下「勤務時間規程」という。）第2条及び第4条に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、前条に規定する諸手当を除いたものとする。

### (給料表)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 事務職給料表（別表第1）

(2) 医療職給料表（別表第2）

ア 医療職給料表(1)

イ 医療職給料表(2)

ウ 医療職給料表(3)

(3) 労務職給料表（別表第3）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務

の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第4、別表第5、別表第6、別表第7及び別表第8のとおりとし、これに掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務に分類する。

3 理事長は、すべての職員を第1項の給料表に定める職務の級のいずれかに格付けしなければならない。

(初任給、昇格及び昇給等の基準)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員がいずれかの職務の級から他の職務の級に移った場合又はいずれかの職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が定めるところにより決定するものとする。

3 職員の昇給は、理事長が定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員（第5項並びに第6項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

5 医療職給料表(1)の適用を受ける職員であって、57歳に達した職員（理事長が定める職員を除く。）に関するその達した日後の直近の4月1日以降における前項の規定の適用については、同項中「4号給（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

6 55歳（医療職給料表(1)を受ける職員を除く）に達した職員に関するその達した日後における最初の4月1日以降における第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、

昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が定める基準に従い決定するものとする。

7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

10 地方独立行政法人長崎市立病院機構定年前再任用短時間勤務職員就業規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第12号。以下「再任用職員就業規程」という。）第2条第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間規程第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額）とする。

11 [削除]

（給料の支給）

第6条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとする。

2 給料は、毎月21日（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下これらの日を「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日等でない日）を支給日とする。ただし、理事長が必要があると認めるときは、給料の支給日を繰り上げることができる。

3 前項の規定にかかわらず、給料支給日後において新たに職員となった者及び給料支給日前において離職し、又は死亡した職員には、その際給料を支給する。

第7条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇格、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、一旦離職した者が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 休職を命ぜられた職員又は離職した者が、特に命を受けて事務の引継ぎ又は残務整理のため執務したときは、その間は、なお従前の給料額を支給する。
- 5 第1項、第2項又は前項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間規程第2条第5項及び第8項並びに第4条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第8条 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。ただし、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の給料月額の調整額については、この限りでない。

(役職手当)

第9条 理事長は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち理事長が指定するものについて、その特殊性に基づいて役職手当を支給することができるものとする。

- 2 前項の規定による役職手当の月額は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

(初任給調整手当)

第10条 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が定めるものに新たに採用された職員には、月額239,600円を超えない範囲内の額で、採用の日から35年以内の期間、採

用後理事長が定める期間を経過した日から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当が支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前 2 項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与改善調整手当)

第 10 条の 2 納入改善調整手当は、給与改善が必要な職員のうち、理事長が定める職員に支給する。

- 2 納入改善調整手当の月額は、業務に従事した月 1 月につき 6,200 円とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する給与改善調整手当の額は、前項の額に、勤務時間規程第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 4 育児休業・介護休暇等に関する規程（平成 24 年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第 20 号。）第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定する育児短時間勤務職員並びに同規程第 23 条第 1 項の規定による短時間勤務をしている職員に対する給与改善調整手当の額は、第 2 項の額に、勤務時間規程第 2 条第 2 項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 5 地方独立行政法人長崎市立病院機構任期付職員就業規程（平成 24 年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第 13 号）第 5 条の規定により採用された職員に対する給与改善調整手当の額は、第 2 項の額に、勤務時間規程第 2 条第 4 項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31

日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては当該職員が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれ当該職員が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの的一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、

父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

4 虚偽の届出又は届出の遅延によって、不当に扶養手当の支給を受けたときは、これを返還させるものとし、なお事後の扶養手当を支給しないことがある。

#### (地域手当)

第13条 地域手当は、長崎市の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して支給する。

2 地域手当の月額は、給料、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3 前項の規定にかかわらず、医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、給料、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の地域手当を支給する。

#### (住居手当)

第14条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員に居住させるため法人が設置する宿舎（以下「職員宿舎」という。）を貸与され、入居料を支払っている職員その他理事長が定める職員を除く。）に支給する。

2 前項に掲げる職員に係る住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当

該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の使用する自動車等の種類及び使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、50,885円を超えない範囲内において理事長が定める額
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の種類及び使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。

6 前各項に定めるもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第16条 削除

（特殊勤務手当）

第17条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与の減額)

第18条 職員が勤務しないときは、休暇（理事長が定めるものを除く。）による場合その他その勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第19条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間規程第4条の規定により、あらかじめ同規程第2条第6項又は第8項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（理事長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲

内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務すること又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務（勤務時間規程第2条第5項及び第8項並びに第4条の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が別に定めるものを除く。以下この条において同じ。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務の時間（理事長が別に定める時間を除く。）を合計した時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えて勤務に係る時間にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務に係る時間にあっては100分の50をそれぞれ乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間規程第5条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えて勤務に係る時間にあっては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する理事長が別に定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務に係る時間にあっては100分の50から第3項に規定する理事長が別に定める割合を減じた割合をそれぞれ乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する理事長が別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(固定時間外勤務手当)

- 第19条の2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、1月当たり15時間分の時間に対して、1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした前条第1項第1号の勤務に100分の125を乗じて得た額を固定時間外勤務手当として支給する。
- 2 固定時間外勤務手当は、その月分をその月の21日（その日が日曜日等に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日等でない日）に支給する。ただし、理事長が必要があると認めるときは、支給日を繰り上げることができる。
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた医療職給料表(1)の適用を受ける職員の正規の勤務時間を超えて勤務した時間（以下次項において「医療職給料表(1)適用職員の超過勤務時間」という。）が、1月当たり15時間を超える場合は、その時間を超えて勤務した時間に対して、前条の規定により時間外勤務手当を支給する。
- 4 医療職給料表(1)適用職員の超過勤務時間が、1月当たり15時間に満たない場合であっても、第1項の規定による固定時間外勤務手当を支給する。

(休日勤務手当)

- 第20条 職員には、正規の勤務日が勤務時間規程第6条第1項に規定する休日（勤務時間規程第7条に規定する代休日を含む。以下「休日」という。）に当たっても、正規の給与を支給する。
- 2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

- 第21条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

第22条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、理事長が別に定める額を宿日直手当として支給する。

2 前項の勤務は、第19条、第20条第2項及び前条の勤務に含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第23条 理事長は、第9条第1項に規定する職にある職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の事業の運営の必要により勤務時間規程第2条第5項及び第8項並びに第4条の規定に基づく週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給するものとする。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して理事長が定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

第24条 第19条及び第20条第2項の規定は、管理職員には適用しない。

2 第5条第1項から第8項まで、第10条、第11条、第12条、第14条及び第16条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第27条まで及び附則第7項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の理事長が定める日（次条及び第27条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規程第23条第1項第1号に該当して同項の規定により解雇され、又は死亡した職員（第32条第6項の規定の適用を受ける職員及び理事長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の

130.0、12月に支給する場合においては100分の130.0を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130.0」とあるのは「100分の72.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。附則第7項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 事務職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が4級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として当該各給料表につき理事長が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、理事長が別に定める。

7 理事長は、特別の理由があると認めるときは、予算の範囲内で第2項の期末手当の額を増額することができる。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規程第52条第1項の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規程第23条

第1項第2号又は第3号の規定により解雇された職員

- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第27条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた者が当該支給日の前日までに次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができるものとする。

- (1) その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項まで及び附則第7項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規程第23条第1項第1号の規定に該当して解雇され、又は死亡した職員（理事長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項及び附則第7項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の72.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤

務職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額

(3) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 理事長が別に定める額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第25条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第28条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(評価手当)

第29条 評価手当は、人事評価等の区分に応じて理事長が別に定めるところにより、支給することができる。

(給料の調整額、役職手当等の支給方法)

第30条 給料の調整額、役職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法について必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第31条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに初任給調整手当の月額及び給与改善調整手当の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額とする。ただし、特殊勤務手当の支給対象となる業務等に従事する職員のうち、加算対象となる職員として理事長が別に定めるものの勤務1時間当たりの給与額は、本文の規定により計算した額に、理事長が別に定める額を加算した額とする。

(休職者の給与)

第32条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規程第13条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、又は職員が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた負傷若しくは疾病にかかり就業規程第13条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規程第13条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が就業規程第13条第1項第2号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60を支給することができる。

5 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第25条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規程第23条第1項第1号の規定に該当して解雇され、又は死亡したときは、第25条第1項に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。

6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第26条及び第27条の規定を準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは、「第32条第6項」と読み替えるものとする。

（給与からの控除）

第33条 給与の支払に際しては、職員の給与から次に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

- (1) 長崎市職員互助会条例（昭和37年長崎市条例第29号）第1条に規定する長崎市職員互助会（以下「互助会」という。）の掛金、貸付金の償還金及び立替金の返済金
- (2) 互助会が取り扱う生命保険、損害保険及び年金（これらに相当する共済契約を含む。）の保険料又は掛金
- (3) 長崎県市町村職員共済組合が取り扱う貯金の積立金及び遺族附加年金の掛金
- (4) 職員宿舎の入居料
- (5) 法人の労働組合の組合費及びその労働組合が取り扱う職員の福利厚生事業に係る経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもので、理事長が定めるもの（給与の口座振替）

第34条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。  
(非常勤職員の給与)

第35条 地方独立行政法人長崎市立病院機構非常勤職員就業規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第14号）の適用を受ける職員の給与については、前各条の規定にかかわらず、理事長が別に定める。  
(長崎市派遣職員の給与)

第36条 公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成13年長崎市条例第32号）の規定により長崎市から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第113号）その他の関係条例等の定めるところにより算定した額を支給することができる。

(委任)

第37条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
(引継職員に係る給料の決定)
- 2 この規程の施行日（以下「施行日」という。）において、地方独立行政法人法（平

成15年法律第118号) 第59条第2項の規定により法人の職員となった者(以下「引継職員」という。)に適用する第4条の規定による給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に掲げる廃止前の長崎市病院局企業職員の給与に関する規程(平成15年長崎市病院局規程第14号)第2条第1項の規定による給料表の区分に応じ、同表の右欄に掲げる給料表とする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
病院企業職給料表(1)	事務職給料表
病院企業職給料表(2)	医療職給料表(1)
病院企業職給料表(3)	医療職給料表(2)
病院企業職給料表(4)	医療職給料表(3)
病院企業職給料表(5)	労務職給料表

3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の施行日における職務の級及び号給は、施行日の前日における引継職員の職務の級(以下「旧級」という。)及び号給(以下「旧号給」という。)並びに当該引継職員が旧級及び旧号給を受けていた期間を考慮して決定する。

(引継職員に係る経過措置)

4 この規程の施行日の前日において廃止前の長崎市病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成20年長崎市病院局規程第16号)その他の関係規程の規定による給与に関する経過措置(以下「経過措置」という。)の適用を受けていた引継職員には、この規程及び関係規程等の規定によるものほか、経過措置に準じて、給与を支給する。

(権衡職員の給与の特例)

5 前項に規定する職員以外の職員について、同項の規定による給与を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給与を支給することができる。

(在職期間に関する特例)

6 引継職員に係る施行日以後最初に行われる昇給の号給数の決定並びに平成24年6月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当の支給額の決定については、施行日の前日までの引き続く長崎市病院局企業職員としての在職期間をこの規程の適用を受ける職員としての在職期間とみなす。

(55歳を超える職員への支給額の一定率減額措置)

7 当分の間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあっては、特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第9項及び第10項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第9項において「給料月額減額基礎額」という。））

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第25条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各

号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第28条第4項において準用する第25条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第10項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第28条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第25条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第10項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第28条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(5) 第31条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第31条第1項 前各号に定める額

イ 第31条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第31条第4項又は第5項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

## エ 第31条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

給料表	職務の級
事務職給料表	6級
医療職給料表(2)	6級
医療職給料表(3)	6級

8 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

9 附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第18条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第30条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

10 附則第7項の規定が適用される間、第28条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

11 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第13項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。この場合において、この項の規定の適用により降級する職員に対し、当該職員の給料月額に異動を生じた旨を通知するものと

する。

1 2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 別表第2医療職給料表(1)の適用を受ける職員
- (3) 地方独立行政法人長崎市立病院機構定年等に関する規程(令和7年地方独立行政法人長崎市立病院機構第1号。以下「定年規程」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同規程第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- (4) 定年規程第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同規程第6条に規定する職を占める職員

1 3 定年規程第8条第1項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第15項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(理事長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

1 4 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同行中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

1 5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、前2

項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1 6 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1 7 附則第13項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第25条第5項（第28条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第25条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第13項、第15項又は第16項の規定による給料の額との合計額」とする。

1 8 附則第11項から前項までに定めるものほか、附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。附 則（平成24年6月4日規程第63号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月27日規程第68号）

（施行期日）

1 この規程は、平成24年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の地方独立行政法人長崎市立病院機構給与規程第14条の規定にかかわらず、改正前の地方独立行政法人長崎市立病院機構給与規程第14条第1項第2号の規定に該当することとして平成24年9月に住居手当の支給を受けていた職員又は理事長が特に住居手当の支給の必要があると認める職員のうち、同年10月1日（以下「適用日」という。）以後も引き続き当該所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している世帯主であるものには、適用日から平成25年3月31日までの間、月額1,500円の住居手当を支給する。

附 則（平成25年12月27日規程第18号）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規程第17号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第15条第2項第2号の改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月1日規程第25号）

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規程第20号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月16日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和6年3月18日規程第8号）

（施行期日）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（給料の切替えに伴う経過措置）

2 この規程の施行の日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（理事長が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則（令和6年3月29日規程第26号）

この規程は、令和6年3月29日から施行する。

附 則（令和7年1月10日規程第9号）

（施行期日）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（職員のうち暫定再任用職員の給与等に関する経過措置）

2 職員のうち暫定再任用職員（地方独立行政法人長崎市立病院機構定年等に関する規程（令和7年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第1号。以下「定年規程」という。）附則第6項、第7項、第11項又は第12項の規定により採用された職

員をいう。以下同じ。) (定年規程附則第11項又は第12項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項、次項及び附則第23項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の地方独立行政法人長崎市立病院機構職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第5条第10項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この項及び附則第4項から第6項までにおいて同じ。)であるものとした場合に適用される改正後の職員給与規程第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 3 地方独立行政法人長崎市立病院機構職員の育児休業・介護休暇等に関する規程(平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第20号)第13条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員のうち暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、勤務時間規程第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 職員のうち暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の職員給与規程第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、改正後の地方独立行政法人長崎市立病院機構職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第16号。以下「勤務時間規程」という。)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額)とする。
- 5 職員のうち暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員給与規程第19条第2項、第24条第2項、第25条第3項及び第28条第2項の規定を適用する。

- 6 職員のうち暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員給与規程第24条第2項、第25条第3項及び第28条第2項の規定を適用する。
- 7 職員のうち暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の勤務時間規程第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規程第2条第3項、第5項ただし書、第6項ただし書及び第8項並びに第11条第2項の規定を適用する。

別表第1 (第4条関係)

事務職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額							
定年	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
任用	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
短時	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
間勤	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
務職	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
員以外の職員	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500

32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			

69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300				
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600				
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600						
95		295,200	343,100						
96		295,600	343,500						
97		295,800	343,700						
98		296,100	344,100						
99		296,500	344,500						
100		296,900	344,800						
101		297,100	345,100						
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						

106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額								
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 (第4条関係)

## 医療職給料表

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 253,600	円 338,400	円 400,400	円 471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000

31	350,700	417,000	470,400	531,800
32	352,700	419,100	472,600	533,600
33	354,900	421,000	474,600	535,200
34	357,200	422,800	476,700	537,000
35	359,300	424,600	478,800	538,700
36	361,600	426,600	480,900	540,500
37	363,700	428,500	483,000	542,100
38	366,100	430,500	484,800	543,700
39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	370,300	434,400	488,400	546,700
41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	570,000
67		470,400	522,100	570,900

68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				

105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、医師に適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500

34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100	

71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		
89		290,300	326,400	347,300		
90		290,500	326,800	347,600		
91		290,700	327,200	348,000		
92		290,900	327,600	348,300		
93		291,300	327,900	348,700		
94		291,500	328,100	349,000		
95		291,700	328,500	349,300		
96		292,000	328,800	349,600		
97		292,400	329,000	349,900		
98		292,700	329,300	350,300		
99		292,900	329,600	350,700		
100		293,200	329,900	351,100		
101		293,500	330,100	351,600		
102		293,700	330,400	352,000		
103		293,900	330,800	352,400		
104		294,200	331,000	352,800		
105		294,500	331,200	353,300		
106			331,400			
107			331,800			

108			332,000			
109			332,200			
110			332,600			
111			333,000			
112			333,400			
113			333,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100
						322,800

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、理学療法士、臨床工学技士、臨床検査技師その他の医療技術職員で理事長が定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600

34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	

71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800		
96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700		
98	285,200	317,300	350,500	368,200		
99	285,800	317,900	351,000	368,700		
100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800		
102	288,300	319,600	352,300	370,300		
103	289,100	320,200	352,800	370,800		
104	289,900	320,800	353,200	371,200		
105	290,600	321,200	353,500	371,800		
106	291,100	321,700	354,000	372,300		
107	291,600	322,200	354,400	372,800		

108	292,100	322,700	354,700	373,300		
109	292,300	323,100	355,200	373,900		
110	292,600	323,500	355,700	374,300		
111	292,800	323,800	356,200	374,800		
112	293,200	324,100	356,700	375,300		
113	293,500	324,500	357,200	375,900		
114	293,700	324,900	357,700			
115	294,100	325,300	358,200			
116	294,400	325,600	358,600			
117	294,700	325,800	359,000			
118	295,000	326,100	359,400			
119	295,300	326,500	359,900			
120	295,700	326,700	360,400			
121	296,000	326,900	360,800			
122	296,400	327,200	361,300			
123	296,700	327,500	361,800			
124	297,100	327,800	362,300			
125	297,300	328,000	362,600			
126	297,500	328,300				
127	297,800	328,700				
128	298,200	328,900				
129	298,400	329,100				
130	298,700	329,300				
131	299,100	329,700				
132	299,500	329,900				
133	299,700	330,200				
134	300,000	330,600				
135	300,400	331,000				
136	300,700	331,400				
137	300,900	331,700				
138	301,200	332,100				
139	301,600	332,500				
140	301,900	332,900				
141	302,100	333,200				
142	302,500	333,600				
143	302,900	333,900				
144	303,200	334,300				

145	303,400	334,600				
146	303,600	335,000				
147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				
149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					
166	309,600					
167	309,900					
168	310,200					
169	310,600					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第3（第4条関係）

労務職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100
	2	137,100	188,700	209,700	255,300
	3	138,100	190,100	211,100	256,300
	4	139,000	191,300	212,300	257,400
	5	140,000	192,300	213,600	258,300
	6	141,000	193,800	215,000	259,300
	7	142,000	195,200	216,400	260,400
	8	143,000	196,500	217,800	261,300
	9	143,800	197,900	219,100	262,200
	10	144,800	198,900	220,700	262,900
	11	145,800	200,200	222,300	263,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700
	13	147,700	202,400	224,900	265,700
	14	148,700	203,500	226,400	266,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600
	16	150,800	205,700	229,200	268,500
	17	151,900	206,600	230,000	269,400
	18	153,300	207,700	230,700	270,500
	19	154,500	208,700	231,600	271,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300
	21	156,800	210,600	233,200	273,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100
	23	159,200	212,800	236,000	275,100
	24	160,400	213,700	237,000	275,900
	25	161,500	214,600	238,300	276,500
	26	163,000	215,500	239,500	277,300
	27	164,500	216,200	240,800	278,200
	28	166,000	217,100	242,000	279,100
	29	167,400	217,900	242,800	280,000
	30	168,800	219,100	244,000	281,100
	31	170,300	220,100	245,200	282,100
	32	171,800	220,900	246,300	283,100

33	173,100	221,500	247,400	283,800
34	174,800	222,500	248,400	284,700
35	176,500	223,600	249,500	285,600
36	178,200	224,700	250,500	286,700
37	179,900	225,200	251,600	287,300
38	181,300	226,300	252,500	288,200
39	183,000	227,400	253,500	289,100
40	184,500	228,400	254,500	290,000
41	185,800	229,200	255,500	290,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500
45	191,400	233,000	259,600	294,200
46	192,700	233,900	260,600	295,100
47	194,100	234,700	261,700	296,000
48	195,500	235,400	262,600	296,900
49	196,800	236,300	263,700	297,600
50	197,900	237,300	264,700	298,200
51	199,000	238,300	265,800	298,900
52	200,200	239,300	266,500	299,700
53	201,300	240,300	267,200	300,300
54	202,400	241,300	268,000	301,100
55	203,300	242,000	269,000	301,800
56	204,400	242,700	270,000	302,500
57	205,500	243,500	270,800	303,200
58	206,400	244,400	271,800	303,900
59	207,400	245,300	272,900	304,700
60	208,400	246,000	273,900	305,400
61	209,500	246,800	274,900	306,000
62	210,400	247,600	276,000	306,700
63	211,300	248,500	276,800	307,400
64	212,200	249,200	277,900	308,100
65	212,800	250,000	278,700	308,600
66	213,600	250,600	279,500	309,100
67	214,300	251,300	280,300	309,700
68	215,000	251,800	281,100	310,300
69	215,400	252,500	281,700	310,900

70	215,800	253,100	282,500	311,300
71	216,100	253,500	283,300	311,800
72	216,400	253,900	284,000	312,300
73	216,600	254,100	284,800	312,600
74	217,000	254,500	285,500	313,100
75	217,400	255,000	286,300	313,600
76	218,000	255,500	287,100	314,000
77	218,200	255,800	287,700	314,200
78	218,700	256,200	288,200	314,500
79	219,100	256,700	288,700	314,800
80	219,500	257,200	289,100	315,100
81	220,000	257,500	289,500	315,400
82	220,300	257,800	289,900	315,700
83	220,600	258,100	290,400	316,000
84	221,000	258,400	290,900	316,300
85	221,500	258,600	291,300	316,500
86	221,900	258,800	291,900	316,900
87	222,300	259,100	292,500	317,200
88	223,000	259,400	293,100	317,400
89	223,400	259,600	293,400	317,600
90	223,900	259,800	293,900	317,900
91	224,400	260,200	294,400	318,200
92	224,800	260,400	294,800	318,500
93	225,100	260,700	295,200	318,700
94	225,500	261,100	295,700	319,000
95	225,900	261,400	296,200	319,300
96	226,200	261,700	296,700	319,500
97	226,500	261,900	297,000	319,700
98	226,900	262,200	297,400	320,000
99	227,300	262,400	297,900	320,300
100	227,700	262,700	298,400	320,500
101	228,100	263,000	298,800	320,700
102	228,500	263,200	299,200	
103	228,900	263,500	299,500	
104	229,300	263,800	299,800	
105	229,700	264,000	300,100	
106	230,200	264,200	300,500	

107	230,500	264,500	300,900	
108	230,900	264,700	301,300	
109	231,100	265,000	301,600	
110	231,500	265,300	302,000	
111	232,000	265,600	302,400	
112	232,400	265,800	302,700	
113	232,600	266,000	302,900	
114	233,100	266,300	303,200	
115	233,600	266,500	303,500	
116	234,100	266,700	303,700	
117	234,400	267,000	303,900	
118	234,800	267,300	304,200	
119	235,200	267,600	304,500	
120	235,600	267,900	304,700	
121	236,000	268,100	304,900	
122		268,300	305,200	
123		268,600	305,500	
124		268,900	305,700	
125		269,100	305,900	
126		269,300	306,200	
127		269,600	306,500	
128		269,900	306,700	
129		270,100	306,900	
130		270,300	307,200	
131		270,600	307,500	
132		270,900	307,700	
133		271,100	307,900	
134		271,300		
135		271,600		
136		271,900		
137		272,100		
再任用職員		193,600	204,700	223,200
				244,000

備考 この表は、単純な労務に雇用される職員に適用する。

別表第4（第4条関係）

事務職給料表 級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主事、技師の職務
4級	係長の職務及びこれに相当する職務、専門員又は困難な業務を行う主事、技師の職務
5級	課長補佐、上席専門員又は困難な業務を行う係長の職務及びこれに相当する職務
6級	課長の職務及びこれに相当する職務又は困難な業務を行う課長補佐の職務
7級	次長の職務及びこれに相当する職務又は困難な業務を行う課長の職務
8級	部長の職務及びこれに相当する職務又は理事の職務及びこれに相当する職務又は困難な業務を行う次長の職務
9級	理事長が指定する部長の職務及びこれに相当する職務又は理事長が指定する理事の職務及びこれに相当する職務

別表第5（第4条関係）

医療職給料表(1) 級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	医療業務を行う職務
2級	診療科長又は医長の職務
3級	院長、副院長、相当困難な業務を行う診療科長又は診療部長の職務
4級	困難な業務を行う院長、副院長、診療科長又は診療部長の職務

別表第6（第4条関係）

医療職給料表(2) 級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	医療技術職員（薬剤師を除く。以下同じ。）の職務
2級	薬剤師又は相当困難な業務を行う医療技術職員の職務
3級	困難な業務を行う薬剤師又は医療技術職員の職務
4級	課長補佐、係長、副技師長、専門員、副主幹又は主任技師の職務
5級	課長、薬剤部長（課長）、技師長、上席専門員又は困難な業務を行う課長補佐の職務

6級	次長又は部長、薬剤部長（次長又は部長）の職務
----	------------------------

別表第7（第4条関係）

医療職給料表(3) 級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	准看護師の職務
2級	保健師、助産師又は看護師の職務
3級	副看護師長又は主任看護師の職務
4級	看護師長、専門員又は副主幹の職務
5級	看護部長、看護副部長又は上席専門員の職務
6級	理事長が指定する看護部長の職務

別表第8（第4条関係）

労務職給料表 級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当の技能又は経験を必要とする職務
3級	高度の技能又は経験を必要とする職務
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする職務